

2009年11月5日

京都府農林水産部食の安心・安全推進課 御中

京都府「食の安心・安全行動計画の骨子」(案)についての意見

京都府生活協同組合連合会

専務理事 小峰耕二

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

電話：075-251-1551

[1] 「行動計画策定の趣旨」について

(1) 京都府においては、平成17年、食の安心・安全にかかわる条例をいち早く制定し、近畿各府県における同様の内容をもった条例制定の先鞭をつけました。そして、条例にもとづいて行動計画を定め、食の安心安全の確保にむけた課題をより具体的に設定し、年度を追った目標を明確にしながら、いわゆるPDCAサイクルをまわしていくマネジメント・スタイルで取り組まれてきました。このことによって、食の安心・安全にかんする京都府の施策全体が総合的計画的なものとなり、進捗状況も把握できるようになってきたものと思われまます。この間の行政関係部局のご努力は高く評価されるものであり、敬意を表する次第です。

(2) 「平成19～21年度計画」は、食をめぐる課題を次の4つに整理しています。

- 1 食品の生産、製造等において、科学的知見に基づく食品のリスクを管理する手法を導入することにより、食品の安全性を高水準で確保することが必要です。
- 2 食品関連事業者が行っている「食品の安全性」確保に関する取組が、府民に見えるよう、情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫が必要でます。
- 3 消費者の視点に立って、より効率的で効果的な食品の監視及び指導を行うことにより、食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐことが必要でます。
- 4 行政から食の安心・安全に関する情報を積極的に提供し、府民参画を促進することが必要でます。また、消費者と食品関連事業者との交流促進、学習機会の提供等により、消費者においても自らの理解を深めることが必要でます。

そして、こうした課題認識にもとづいて、「安心・安全の基盤づくり」「安心・安全の担保」「信頼づくり」の3本柱を立てて取組をすすめられたことは、今ふりかえてみて的確であり、こうした視点での基本的な考え方については、こんごも受け継いでいただきたいと考えまます。

(3) 「平成22～24年度計画骨子案」(以下「骨子案」という)は、「平成19～21年度計画」にもとづく取組の到達評価として「おおむね目標を達成しつつある」としてはいますが、食品関連事業者および行政関係者の努力が積み重ねられてきたことがベースにあり、感謝申し上げます。

(4) 「骨子案」は、「平成21年9月には、消費者行政を一元的に取り扱う消費者庁が設立され、食を始めとして消費者の安心・安全を確保する取組を国、地方を挙げて展開することが求められている」とのべています。ほぼ同時期にパブリックコメントに付されている「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画中間案」は、「京都府の消費者行政を総点検し、新時代における消費者行政の一層の充実を図る」と宣言し、「今まで、京都府も消費者保護という視点から各機関が連携し、情報共有を行う仕組が十分ではありませんでした」とのべています。貴課におか

れましても、行政各機関間の連携のみならず、事業者団体・消費者団体等との連携をつよめ、「安心・安全な消費生活の実現」にむけて、よりいっそうのご奮闘を願うものです。

[2] 「行動計画の内容～第 1 章 食を取り巻く現状及び課題」について

- (1) 現状の整理としては、とりたてての異見があるわけではありませんが、消費者の関心の高い事項として、食品表示偽装、輸入食品、とくにマスコミ情報の真偽などがあり、こうした消費者不安にどう対応していくのかが、今後の課題になっていると思われまます。
- (2) 課題の設定にさいしては、その土台に、行政の責務、食品関連事業者の責務、府民の役割、および相互理解・連携の推進という視点があることを明確にしておくことが重要であると考えます。「食を取り巻く課題」の見出しの後に、このことを明記していただくか、あるいは「第 2 章 計画策定の基本的な考え方」の最初の文書の中でふれるか、ご検討いただければと存じます。

[3] 「行動計画の内容～第 2 章 計画策定の基本的な考え方」について

- (1) 上記 [2] (2) ととも重なる指摘にもなりますが、2 段落中の「食の安心・安全に向けた取組を府民参画と協働により進めます」は、「行政の責務、食品関連事業者の責務」という視点が抜け落ちた表現と誤読されるおそれがあるように思われますので、ご検討ください。

[4] 「行動計画の内容～第 3 章 食の安心・安全に向けた取組の展開 1 相互理解と府民参画」について

- (1) 「食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深める」という視点が冒頭にのべられていますが、この点はたいへん重要であると考えます。食品安全委員会においても「実生活における問題意識や体験、食品の生産現場における衛生管理の実態を糸口とすることにより、人々が食品の安全性について自ら気づき、実感できるような取組みが求められる」(リスクコミュニケーション専門委員会「食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた食品安全委員会の取組方向・とりまとめ案」平成 21 年 9 月 16 日) と指摘しています。食育にかんしては、86 団体が加入する「きょうと食育ネットワーク」があり、その活動をどのように発展させていくかが重要であると考えますので、「骨子案」にこの旨を補強していただければと存じます。
- (2) 「情報提供の推進」にあたっては、いわゆる「グッド・ニュース」を提供していくことが重要であると考えます。マスコミ報道はどちらかといえば、「危険」「不安」情報にかたむきがちであり、行政や食品関連事業者等によって食品の安全性を高めるための努力が不断に積み重ねられていることは相対的に「軽視」される傾向にあります。「骨子案」は「第 1 章 食を取り巻く現状及び課題 2 食を取り巻く課題」中の (2) で「平成 20 年度に府の保健所が収去した府内に流通する食品 1774 点 (うち輸入食品 135 点) を検査したところ、食品衛生法に違反する食品は見つかっていませんが、このような結果をいかに広く周知するかが課題となっています」とのべていますが、まさに同感です。後段で指摘されている「意見交換やシンポジウムの開催」にあたっては、ぜひ、こうした「グッド・ニュース」を提供していただきたいと思ひます。
- (3) 「リスクコミュニケーションの推進」の取組については、さまざまな工夫・創造が必要と考えます。

リスクコミュニケーションの担い手となる「リスクコミュニケーター」を育成するとのことで、「骨子案」は平成 20 年度の目標として 10 人を育成し、10 回のリスクコミュニケーションを開催するとしていますが、リスクコミュニケーターの「活動内容」、リスクコミュニケー

ションの「開催内容」については、明確になっていないように思われます。

現在、食の安心安全審議会が設置されており、当会の小林智子会長も委員をつとめておりますが、さらにリスクコミュニケーションを推進していくためには、審議会のもとに部会を置いてより専門的な活動をすすめることや、ワーキンググループによる事例研究作業、より多くの関係者が参加する食の安心・安全府民会議の設置なども必要ではないかと思われまので、ぜひ、ご検討ください。

審議会でも議論が必要な事柄として、「リスクの伝え方」というテーマがあるように思います。上述の部会やワーキンググループ、もしくはシンポジウムなど、さまざまな「場」でこのテーマを議論していくことができないか、ご検討いただければ幸いです。

- (4)「府民参画の推進」の取組では、「食の安心・安全協働サポーターの創設」があらたに提案されていますが、「骨子案」にのべられている記述のみでは内容がよく把握できません。意見交換やシンポジウムの開催については、ひきつづき継続いただけますよう、お願いします。
- (5)「骨子案」は本行動計画のサブタイトルとして「府民参画と協働により『食』の安心・安全対策を進めます」としてありますが、食の安心・安全の領域のみならず、広く消費生活にかかわる課題においては、「行政・事業者および事業者団体・消費者および消費者団体間の連携・協働」の視点に立って取組をすすめることがたいへん重要であると考えます。そうした視点に立った取組を促進するためには、行政ご担当じしんの仕事のスタイルについても思い切った改革がもとめられることでしょう。どのようなかたちで、どのような内容の「連携・協働の関係」が創出できるか、関係者間でのより突っ込んだ議論が必要であると考えます。この点については、以下にも述べます。

[5] 「行動計画の内容～第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開 2 監視・指導の強化」について

- (1)「消費者被害の防止」にあたって、「食の安心・安全緊急機動班の設置」「消費者事故等の情報の共有」「関係機関との連携」がのべられています。
行政機関において取組をすすめることは重要ですが、この間、社会的な関心の高かった中国産冷凍餃子問題や事故米穀問題などをふまえると、いわゆる「クライシス対応(緊急時対応)」について行政・食品関連事業者および事業者団体・消費者および消費者団体間の連携・協働という課題が浮かび上がっているように思われます。この点は、条例第15条にも指摘されている事柄です。2004年7月に開催された第2回きょうと食の安心・安全政策会議で、当会・小林智子会長も「『もしもの時』の危機管理のあり方」として、「マニュアルづくり～行政・事業者の双方、想定訓練、初動対応(=プレミナリティ・リスクマネジメント)の重要性、リスクコミュニケーションのあり方」などを指摘したことがあります。この課題を、府民参画と協働にかかわるものとして、具体化することが必要と思われまます。
また、そのためにも「普段からの備え」として、行政・食品関連事業者および事業者団体・消費者および消費者団体の連携・協働の具体的な「関係組織づくり」が必要と思われまます。
上述したように、現在、食育については86団体が加入する「食育ネットワーク」があり、また「くらしの安心・安全ネットワーク」には44団体が加入しています。食の安心・安全の推進にあたっては、こうしたネットワーク組織との連携・活用あるいは新設・再編といったことが検討されてよいのではないかと思われまます。
- (2)「食品衛生管理対策」については、食品衛生法第64条第2項で食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければ

ならない」と定めており、平成15年8月29日付・厚生労働省告示第301号「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」は「その案の段階において、趣旨および概要をできるだけわかりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進を図る」としています。ひきつづき、法令の趣旨にそった取組をお願いします。

- (3)「適正な食品表示対策」については、消費者の関心がとくにつよいテーマです。府内の食品関連事業者は中小零細な規模のところが多くないところから、必要な知識の習得機会を数多くつくっていくことが必要と考えられます。食品関連事業者を対象とした研修会をそれぞれの業種別で開催し、このことを数値目標の中に組み入れていただきたいと思います。
- (4)「家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保」については、「骨子案」でも指摘されているように、平成20年度にも鳥インフルエンザの国内発生がありました。ひきつづき、態勢強化をお願いします。

[5]「行動計画の内容～第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開 3安心・安全の基盤づくり」について

- (1)「安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保」については、食品関連事業者じしんがより積極的に取り組んでいけるよう、行政としても支援していく必要がありますので、ひきつづき研修会等の開催をすすめてください。なお、平成21年度から「きょうと農商工連携ファンド支援事業」がスタートしており、このファンド支援を生かしたかたちで新しい事業を組み立てられる可能性が広がっているようにも思われますので、この点についての記述の補強を検討してください。
- (2)「安心感向上のための取組」については、信頼食品登録制度・京ブランド産品など、食品安全について裏づけをもったものの情報提供の強化をすすめてください。府民が参加する意見交換会やシンポジウムなどでも、積極的に取り上げてください。
- (3)「環境に配慮した食品生産等」については、「家畜の飼養管理にかかわる環境規範」にもとづくモデル農家を増加させる取組がなくなっていますが、ご検討ください。

[6]「行動計画の管理・公表」について

- (1)「平成19～21年度計画」は、食の安心・安全の取組について、現状評価、課題設定、年次ごとの数値目標設定とその根拠を明確にしています。「骨子案」を、同様のかたちで具体化してください。
- (2)「平成19～21年度計画」が冊子にされたさいには、その理解を助け、読みやすいものにしていくため、各課題ごとにたくさんの写真・マーク等の挿入がされました。また、「参考資料」として「用語集」や「資料編」も付与されました。「平成22～24年度計画」の公表にあたっては、同様の工夫をお願いします。

以上